

## 国民健康保険の広域化に伴う障害者減免制度の廃止について

2022/11 市民部

### 1. 現行の制度（市独自制度）

箕面市国民健康保険条例第 25 条第 1 項の規定により、障害者手帳を保持している国民健康保険の被保険者から、生活が困難等の理由により保険料の減免申請があった場合に、手帳の種類や所得の区分に応じて世帯の国民健康保険料が減免される制度で、対象となる手帳は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳となっている。

### 2. 障害者減免制度を取り巻く状況

#### （1）広域化による状況

国保制度の広域化に際し、障害者減免制度は取り入れられず、また、市独自の減免制度も認められなかったことから、広域化により、国保制度としての障害者減免制度は廃止となる。

#### （2）府内の対応状況

府内では本市のほか 4 市（河内長野市、豊中市、東大阪市、四條畷市）が国保料の障害者減免を実施しているが、広域化が完全実施される令和 6 年度にすべて廃止の予定で代替制度への移行も予定していない。

### 3. 本市の今後の予定

令和 6 年度から国保制度の障害者減免が廃止となるため、時限的な激変緩和措置を検討中。